

第48回 オーガナイザーによる 旅行の募集と実施

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

「オーガナイザー（旅行業登録のない一般の企業や団体など）が参加者を募集し、その手配を頼まれているが引受けて問題はないか？」という質問が多く寄せられます。今回はオーガナイザーによる旅行者の募集とその旅行の取扱いについてお話しします。

オーガナイザーは募集できない？

そもそも旅行者の募集とは何を指すのでしょうか？旅行業法施行要領（以下「通達」といいます）では「旅行契約の申込みを旅行者に対して誘引すること」（通達第1. 2. 3) (1)）として、オーガナイザーによる募集行為を原則として禁じています。なぜなら、その募集がオーガナイザーによるものか旅行業者によるものかが類似しているため旅行者に混乱を与える恐れが大きいからです（同 (3) 1)）。

こんな場合なら募集OK

では、どんな場合でもオーガナイザーによる募集はできないのでしょうか？通達では、「相互に日常的な接触のある団体」内で募集され、オーガナイザーがその団体の一員であれば、その募集は企画旅行の直接的な募集とはな

らず、旅行業者はその団体からの依頼に対し受注型企画旅行又は手配旅行として引受けることができる、としています。

「相互に日常的な接触のある団体」の具体例として通達では①同一の職場内で幹事が募集する場合②学校等が生徒に対して募集する場合の二つを例示しています。いずれもメンバー同士がよく知った仲で構成され、団体内部で十分に自治が効き統制が図れる性格を備えているため、その団体内での募集は旅行業者による募集に類似していないことが明らかなので、オーガナイザーが直接旅行に誘っても構わない、という常識的な考え方を規定に反映させているわけです（同 (3) ロ）。

ついに注意

そうすると、メンバーを限定した団体内の募集であればファンクラブ、カード会員、メーカーやデパートの友の会、ウェブで仲間を集めるサークルなども「相互に日常的な接触のある団体」に該当する、と誤解する方を時々見受けられます。しかし、このような団体は広く社会の不特定の範囲からメンバーを募り、入退会も自由な「不特定多数の集合体」であり、「相互に日常的な接触のある団体」とは言えません。

旅行業者は依頼を受ける団体が「相互に日常的な接触のある団体」にあたるのかどうかを判断し、もし不特定多数の団体であれば旅行業者の募集型企画旅行として直接に旅行者から旅行代金を収受して旅行契約を締結しなければなりません。

不特定多数の団体に関するオーガナイザーと参加者間の旅行契約の締結、また旅行業者が旅行契約を締結

する場合であってもオーガナイザーによる申込み受付や旅行代金の収受はいずれも、オーガナイザーの無登録営業となり、旅行業者はその補助の罪に問われます。

最後に

オーガナイザーによる募集の可否判断は団体の性質を見極めることに尽きます。旅行者の募集をオーガナイザーに任せたいが故に、或いは募集型企画旅行の実施が認められていない旅行業者が受注型企画旅行や手配旅行で引受けたが故に、「相互に日常的な接触のある団体」の範囲を拡大解釈することのないよう慎重に判断し、オーガナイザーに案内するように努めてください。

【補足】オーガナイザーが旅行代金を全額負担するときは…

前記では、参加者が旅行代金の全部、または二部を負担する場合の考え方について述べました。ところが招待旅行などのように旅行代金の全額をオーガナイザーが負担する場合は、オーガナイザーには参加者から一切お金が入らない、つまり「報酬」の発生がないので、オーガナイザーの募集行為はそもそも旅行業に該当しません（旅行業法第2条第1項）。この場合旅行業者は、オーガナイザーを契約責任者として受注型企画旅行契約か手配旅行契約を締結することが実務には広く行われ、オーガナイザーは自由にその参加者を募集することが可能です。

尚、ここでの「報酬」とは利益という意味ではなく、たとえ実費の徴収だけでオーガナイザーの手元に利益は一切残らない場合でも、参加者から収受した金銭は全て一旦オーガナイザーの収入に計上されるので、「報酬を得ている」となる点に留意してください。（内山）